

福県医発第 2100 号 (学)

平成 17 年 2 月 18 日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 竹 嶋 康 弘



臓器等のあっせんに伴う欧州渡航歴に関する問診の強化等について

標記の件につきまして、別添写しのとおり、福岡県保健福祉部長より通知
がありまので、貴会におかれましても、本件についてご了知いただき、関係
各方面に対しての御周知方をお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 廣瀬真恵



「公印省略」

16健第4542号
平成17年2月10日

社団法人福岡県医師会長
社団法人福岡県病院協会長 殿
社団法人福岡県私設病院協会長

福岡県保健福祉部長
(健康対策課疾病対策係)

臓器等のあっせんに伴う欧州渡航歴に関する問診の強化等について

このことについて、別添のとおり厚生労働省健康局疾病対策課臓器移植対策室長から通知がありましたので、貴管下医療機関への周知についてよろしくお願いします。



大

健臓発第 0207003 号

平成 17 年 2 月 7 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省健康局

疾病対策課臓器移植対策室長



臓器等のあっせんに伴う欧州渡航歴に関する問診の強化等について

標記については、各臓器（眼球を含む）並びに骨髓及びさい帯血の提供者（ドナー）適応基準の「クロイツフェルト・ヤコブ病及びその疑い」の取扱いにより実施されているところですが、今般、献血における採血者の制限と同様に、暫定的に英国滞在歴 1 ヶ月以上の者からの臓器提供等を見合わせることにする旨の通知を、別紙 1 のとおり社団法人日本臓器移植ネットワーク理事長あて、別紙 2 のとおり各眼球あっせん機関の長あて、別紙 3 のとおり財団法人骨髓移植推進財団理事長あて、別紙 4 のとおり日本さい帯血バンクネットワーク会長あて通知しましたので、貴職におかれては、御了知いただくとともに、関係者に対する周知方御配慮願います。

なお、同趣旨の通知を社団法人日本医師会会長、日本移植学会理事長、日本内科学会理事長、文部科学省高等教育局長、日本角膜移植学会理事長及び日本角膜学会理事長あてに送付していることを申し添えます。

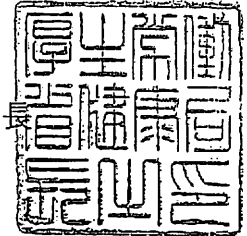


健発第 0207009 号

平成 17 年 2 月 7 日

社団法人日本臓器移植ネットワーク理事長 殿

厚生労働省健康局長



臓器のあっせんに伴う欧州渡航歴に関する問診の強化等について

臓器のあっせんに伴う欧州渡航歴に関する問診等につきましては、「臓器提供者（ドナー）適応基準及び移植希望者（レシピエント）選択基準について」（平成 9 年 10 月 16 日付け健医発第 1371 号。以下「局長通知」という。）により実施されているところですが、4 日、厚生科学審議会疾病対策部会クロイツフェルト・ヤコブ病等委員会が国内における変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（ v CJD）第 1 症例が確認され、これを受けて、献血の採血時の欧州渡航歴に関する問診について、「採血時の欧州渡航歴に関する問診の強化について」（平成 17 年 2 月 7 日付け薬食発第 0207006 号）により、予防的な対応として、暫定的な措置がとられました。

つきましては、各臓器の臓器提供者（ドナー）適応基準に記載されている「クロイツフェルト・ヤコブ病及びその疑い」の取扱いについては、献血における取扱いと同様に、当面の予防措置として、暫定的に、局長通知の記載に関わらず、1980（昭和 55）年以降に 1 ヶ月以上の英国滞在歴を有する者からの臓器の提供を見合わせることにしますので、貴職におかれては、この取扱いを遵守していただくよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、今回の措置により、提供制限の対象国等は下記のとおりとなりますので、ご参照ください。

記

1 対象国と滞在歴

		提供制限対象国	滞在歴
A	①	英国	1ヶ月以上
	②	アイルランド、イタリア、オランダ、スイス、スペイン、ドイツ、フランス、ベルギー、ポルトガル	6ヶ月以上
B		アイスランド、アルバニア、アンドラ、オーストリア、ギリシャ、クロアチア、サンマリノ、スウェーデン、スロバキア、スロベニア、セルビア・モンテネグロ、チェコ、デンマーク、ノルウェー、バチカン、ハンガリー、フィンランド、ブルガリア、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア、マルタ、モナコ、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルグ	5年以上

注) Bに掲げる国の滞在歴を計算する際には、Aに掲げる国の滞在歴を加算し、A②に掲げる国の滞在歴を計算する際にはA①に掲げる国の滞在歴を加算するものとする。

2 対象時期

1980（昭和55）年以降

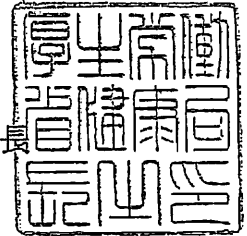


健発第 0207010 号

平成 17 年 2 月 7 日

各眼球あっせん機関の長 殿

厚生労働省健康局長



眼球のあっせんに伴う欧州渡航歴に関する問診の強化等について

眼球のあっせんに伴う欧州渡航歴に関する問診等につきましては、「眼球提供者（ドナー）適応基準について」（平成 12 年 1 月 7 日付け健医発第 25 号。以下「局長通知」という。）により実施されているところですが、4 日、厚生科学審議会疾病対策部会クロイツフェルト・ヤコブ病等委員会で国内における変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（v C J D）第 1 症例が確認され、これを受けて、献血の採血時の欧州渡航歴に関する問診について、「採血時の欧州渡航歴に関する問診の強化について」（平成 17 年 2 月 7 日付け薬食発第 0207006 号）により、予防的な対応として、暫定的な措置がとられました。

つきましては、眼球提供者（ドナー）適応基準に記載されている「クロイツフェルト・ヤコブ病及びその疑い」の取扱いについては、献血における取扱いと同様に、当面の予防措置として、暫定的に、局長通知の記載に関わらず、1980（昭和 55）年以降に 1 ヶ月以上の英国滞在歴を有する者からの眼球の提供を見合わせることにしますので、貴職におかれては、この取扱いを遵守していただくよう、よろしくお願いいたします。

なお、今回の措置により、提供制限の対象国等は下記のとおりとなりますので、ご参照ください。

記

1 対象国と滞在歴

		提供制限対象国	滞在歴
A	①	英国	1ヶ月以上
	②	アイルランド、イタリア、オランダ、スイス、スペイン、ドイツ、フランス、ベルギー、ポルトガル	6ヶ月以上
B		アイスランド、アルバニア、アンドラ、オーストリア、ギリシャ、クロアチア、サンマリノ、スウェーデン、スロバキア、スロベニア、セルビア・モンテネグロ、チェコ、デンマーク、ノルウェー、バチカン、ハンガリー、フィンランド、ブルガリア、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア、マルタ、モナコ、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルグ	5年以上

注) Bに掲げる国の滞在歴を計算する際には、Aに掲げる国の滞在歴を加算し、A②に掲げる国の滞在歴を計算する際にはA①に掲げる国の滞在歴を加算するものとする。

2 対象時期

1980（昭和55）年以降

大



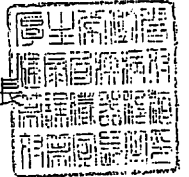
健臓発第 0207001 号

平成 17 年 2 月 7 日

財団法人骨髄移植推進財団理事長 殿

厚生労働省健康局

疾病対策課臓器移植対策室長



骨髄のあっせんに伴う欧州渡航歴に関する問診の強化等について

骨髄のあっせんに伴う欧州渡航歴に関する問診等につきましては、「骨髄及びさい帯血等のあっせんに伴う問診の強化等について」（平成 13 年 10 月 1 日付け健疾発第 72 号。以下「課長通知」という。）に基づき、「臓器提供者（ドナー）適応基準及び移植希望者（レシピエント）選択基準について」（平成 9 年 10 月 16 日付け健医発第 1371 号。以下「局長通知」という。）による取扱いと同様に実施されているところですが、4 日、厚生科学審議会疾病対策部会クロイツフェルト・ヤコブ病等委員会で国内における変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（ $vCJD$ ）第 1 症例が確認され、これを受けて、献血の採血時の欧州渡航歴に関する問診について、「採血時の欧州渡航歴に関する問診の強化について」（平成 17 年 2 月 7 日付け薬食発第 0207006 号）により、予防的な対応として、暫定的な措置がとられました。

つきましては、骨髄のあっせん時の「クロイツフェルト・ヤコブ病及びその疑い」の取扱いについては、献血における取扱いと同様に、当面の予防措置として、暫定的に、課長通知及び局長通知の記載に関わらず、1980（昭和 55）年以降に 1 カ月以上の英国滞在歴を有する者からの骨髄の提供を見合わせることにしますので、貴職におかれては、この取扱いを遵守していただくよう、よろしくお願いします。

なお、今回の措置により、提供制限の対象国等は下記のとおりとなりますので、ご参照ください。

記

1 対象国と滞在歴

		提供制限対象国	滞在歴
A	①	英国	1ヶ月以上
	②	アイルランド、イタリア、オランダ、スイス、スペイン、ドイツ、フランス、ベルギー、ポルトガル	6ヶ月以上
B		アイスランド、アルバニア、アンドラ、オーストリア、ギリシャ、クロアチア、サンマリノ、スウェーデン、スロバキア、スロベニア、セルビア・モンテネグロ、チェコ、デンマーク、ノルウェー、バチカン、ハンガリー、フィンランド、ブルガリア、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア、マルタ、モナコ、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルグ	5年以上

注) Bに掲げる国の滞在歴を計算する際には、Aに掲げる国の滞在歴を加算し、A②に掲げる国の滞在歴を計算する際にはA①に掲げる国の滞在歴を加算するものとする。

2 対象時期

1980（昭和55）年以降



健臓発第 0207002 号

平成 17 年 2 月 7 日

日本さい帯血バンクネットワーク会長 殿

厚生労働省健康局

疾病対策課臓器移植対策室長



さい帯血のあっせんに伴う欧州渡航歴に関する問診の強化等について

さい帯血のあっせんに伴う欧州渡航歴に関する問診等につきましては、「骨髓及びさい帯血等のあっせんに伴う問診の強化等について」（平成 13 年 10 月 1 日付け健疾発第 72 号。以下「課長通知」という。）に基づき、「臓器提供者（ドナー）適応基準及び移植希望者（レシピエント）選択基準について」（平成 9 年 10 月 16 日付け健医発第 1371 号。以下「局長通知」という。）による取扱いと同様に実施されているところですが、4 日、厚生科学審議会疾病対策部会クロイツフェルト・ヤコブ病等委員会 で国内における変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）第 1 症例が確認され、これを受けて、献血の採血時の欧州渡航歴に関する問診について、「採血時の欧州渡航歴に関する問診の強化について」（平成 17 年 2 月 7 日付け薬食発第 0207006 号）により、予防的な対応として、暫定的な措置がとられました。

つきましては、さい帯血のあっせん時の「クロイツフェルト・ヤコブ病及びその疑い」の取扱いについては、献血における取扱いと同様に、当分の間の予防措置として、暫定的に、課長通知及び局長通知の記載に関わらず、1980（昭和 55）年以降に 1 ヶ月以上の英国滞在歴を有する者からのさい帯血の採取を見合わせることにしますので、貴職におかれては、この取扱いを遵守していただくよう、よろしくお願いします。

なお、今回の措置により、採取制限の対象国等は下記のとおりとなりますので、ご参照ください。

記

1 対象国と滞在歴

		採取制限対象国	滞在歴
A	①	英国	1ヶ月以上
	②	アイルランド、イタリア、オランダ、スイス、スペイン、ドイツ、フランス、ベルギー、ポルトガル	6ヶ月以上
B		アイスランド、アルバニア、アンドラ、オーストリア、ギリシャ、クロアチア、サンマリノ、スウェーデン、スロバキア、スロベニア、セルビア・モンテネグロ、チェコ、デンマーク、ノルウェー、バチカン、ハンガリー、フィンランド、ブルガリア、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア、マルタ、モナコ、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルグ	5年以上

注) Bに掲げる国の滞在歴を計算する際には、Aに掲げる国の滞在歴を加算し、A②に掲げる国の滞在歴を計算する際にはA①に掲げる国の滞在歴を加算するものとする。

2 対象時期

1980（昭和55）年以降